

令和元年度 中学校教育課程研究集会

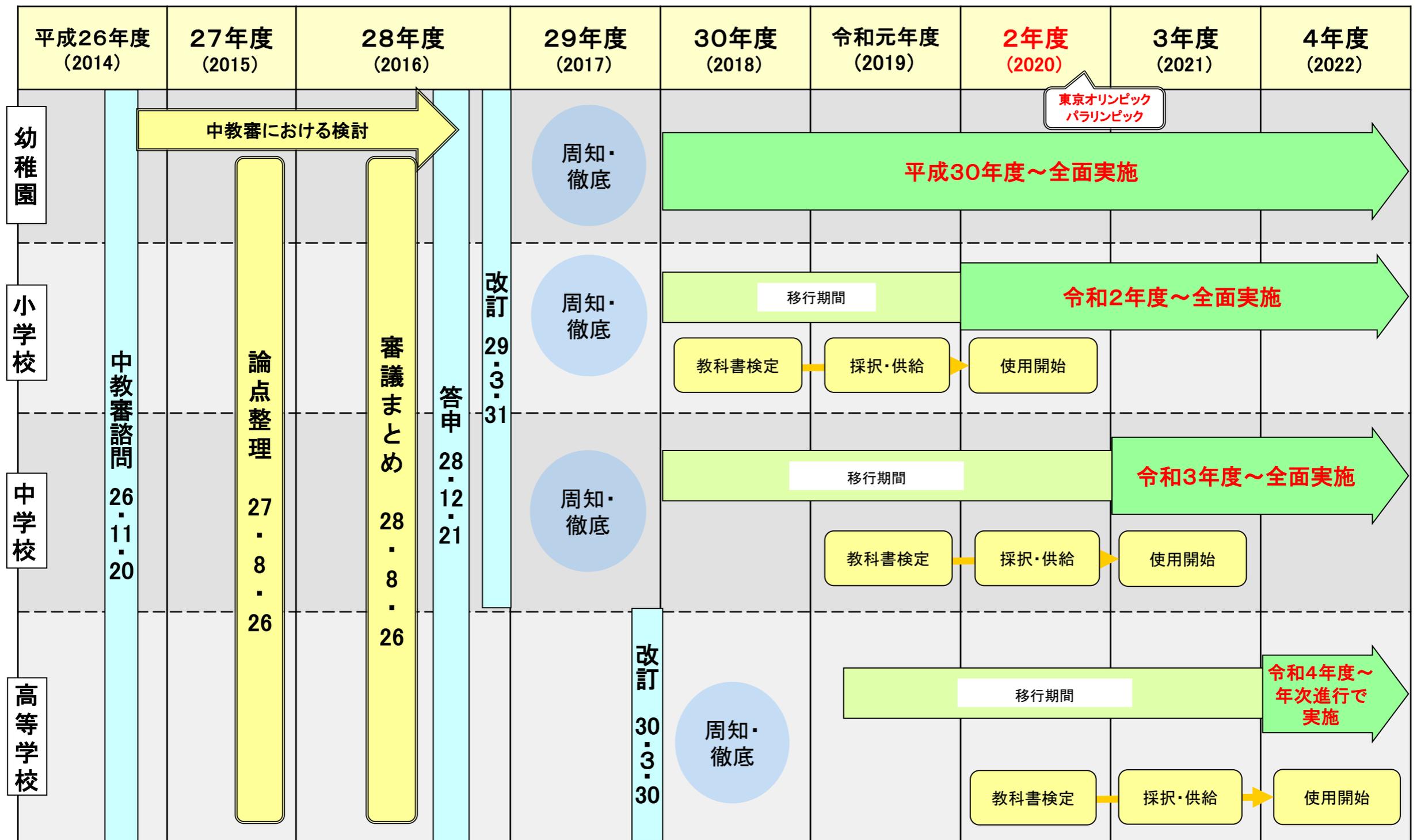
各教科等別分科会：技術・家庭
〔技術〕

奈良県教育委員会事務局
学校教育課 高校教育係
宮久保 雅行

目次

- 1 検討の経緯
〔2030年の社会と子どもたちの未来〕
- 2 新学習指導要領が目指す姿
 - ・新学習指導要領等の在り方について
 - ・育成を目指す資質・能力について
 - ・育成を目指す資質・能力と学習指導要領等の構造化の方向性について
- 3 新学習指導要領の下での学習評価の意義
 - ・学習評価の在り方について
 - ・カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価
 - ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価
- 4 学習評価の課題と改善の基本方針
- 5 学習評価の改善点
 - ・各教科の学習評価の改善点
 - ・障害のある児童生徒に係る学習評価
- 6 技術・家庭科〔技術〕分野の改訂のポイント

新学習指導要領改定に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。

特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- ……近年顕著となってきたのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることである。

(略)

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、**感性を豊かに働かせながら**、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという**目的を自ら考え出すことができる**。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、**多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたり**することができるという**強み**を持っている。

- このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。・・・新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。
- ・・・社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。
- こうした力の育成は、学校教育が長年「生きる力」の育成として目標としてきたものであり、・・・今は正に、学校と社会とが認識を共有し、相互に連携することができる好機にあると言える。

学校教育を通じて育てたい姿

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- こうした教育基本法が目指す教育の目的や目標に基づき、先に見た子供たちの現状や課題を踏まえつつ、2030年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて子供たちに育てたい姿を描くとすれば、以下のような在り方が考えられる。
 - 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができること。
 - 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。
 - 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

新学習指導要領が目指す姿





これからの教育課程の理念



よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にししながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

社会に開かれた教育課程

- ①社会や世界の状況を広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子ども達が、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実現に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

新学習指導要領

子ども達の知識の理解の質を高めるための3つのポイント

各教科等で育成する資質・能力を3つの柱で整理

①知識及び技能

②思考力、判断力、表現力等

③学びに向かう力、人間性等

「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善の推進

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設
など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

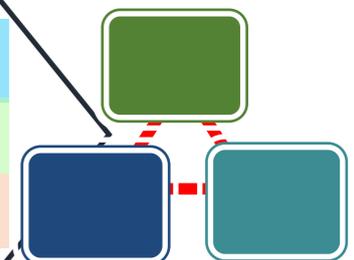
生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求め
られる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の
高い理解を図るための学習
過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力, 人間性等

どのように社会・世界と関わり,
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力, 判断力, 表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

(1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数をを用いて表現し考察することができるようにする。

ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。

ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。

エ 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

(1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】

(ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

(イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。

(ウ) 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

【思考力、判断力、表現力等】

(ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。

(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

指導と評価の一体化の必要性の明確化

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○学校教育法施行規則（抄）

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の**指導要録**（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。※中学校，高等学校についても同様に規定。

○平成29年改訂小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注：資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。（略）

2 学習評価の充実

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導要録の作成や
成績の評価について規定

指導と評価の一体化の
必要性を明確化

カリキュラム・マネジメントの
一環としての指導と評価



指導と評価の一体化の必要性の明確化

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

平成29年改訂小学校学習指導要領 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、
- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
 - ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
 - ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

※平成29年改訂中学校学習指導要領第1章総則にも同旨
※①②③は本資料において追記（原典に記載なし）

指導と評価の一体化の必要性の明確化

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動

PLAN

学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で**各種指導計画を作成**

ACTION

評価結果を以下のような**改善に生かす**

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- ・校務分掌を含めた組織運営等の改善

学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。

DO

各種指導計画に基づく**授業（「学習指導」）を展開**

CHECK

日々の授業の下で**児童生徒の学習状況を評価**

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設
など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

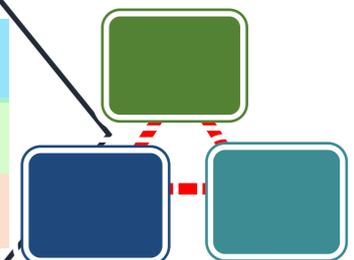
生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求め
られる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の
高い理解を図るための学習
過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学びの
視点からの授業改善と評価



主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



主体的な学び

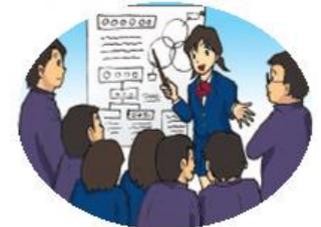
対話的な学び

深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



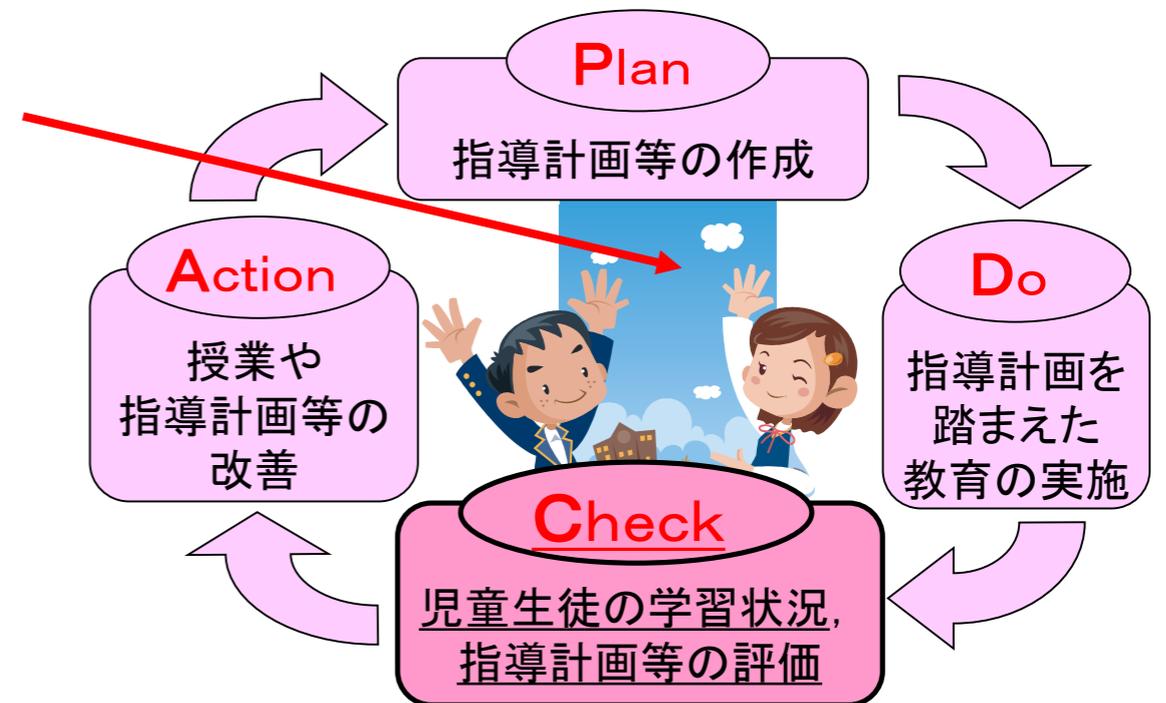
【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

○ 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業中での児童生徒の学びを振り返る学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。

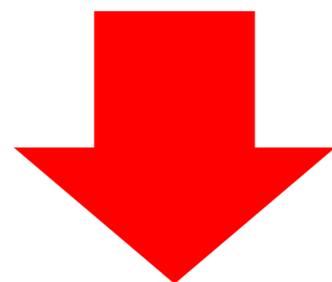


○ 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・ 児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・ 自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

主体的・対話的で深い学びの本質は「授業デザイン」



**「・・・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を
考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように
構成するかというデザインを考えることに他ならない。」**

(小学校・中学校学習指導要領解説総則編より抜粋)



学習評価の課題と改善の基本方針



学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されている。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をととても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校三年生の意見より)



生徒の意見

学習評価の改善の基本的な方向性

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

< 現行 >

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解



< 新 >

知識・技能

思考・判断・表現

**主体的に学習に
取り組む態度**

知識・技能の評価

- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である

- ・「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
 - ・「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)
- においても重視。

<評価の工夫(例)>

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- 実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・(各教科等の内容の特質に応じて、)観察・実験をさせたり、式やグラフで表現させたりする。

思考・判断・表現の評価

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

<評価の工夫(例)>

- 論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる。
- ポートフォリオを活用する。

主体的に学習に取り組む態度の評価①

「学びに向かう力，人間性等」には，①主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，②観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

学びに向かう力，人間性等

観点別学習状況の評価にはなじまない部分
(感性，思いやり等)

②

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

①

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

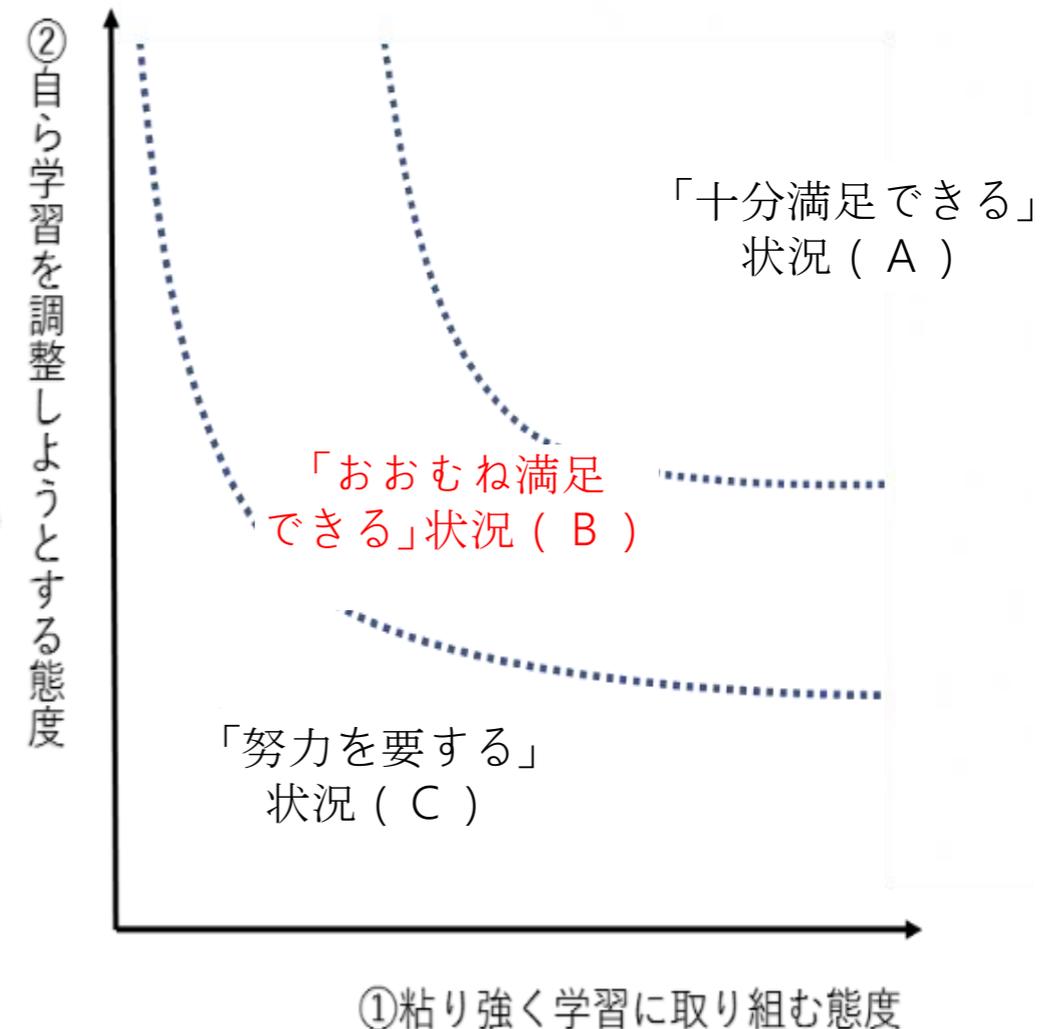
主体的に学習に取り組む態度の評価②

「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、
①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとしせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



主体的に学習に取り組む態度の評価③

<評価の工夫(例)>

- ノートやレポート等における記述
- 授業中の発言
- 教師による行動観察
- 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。
(例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

評定について

- ・評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・学習評価の結果の活用には、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要。

評定：各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え、教育課程全体における各教科の学習状況を把握することが可能なもの。



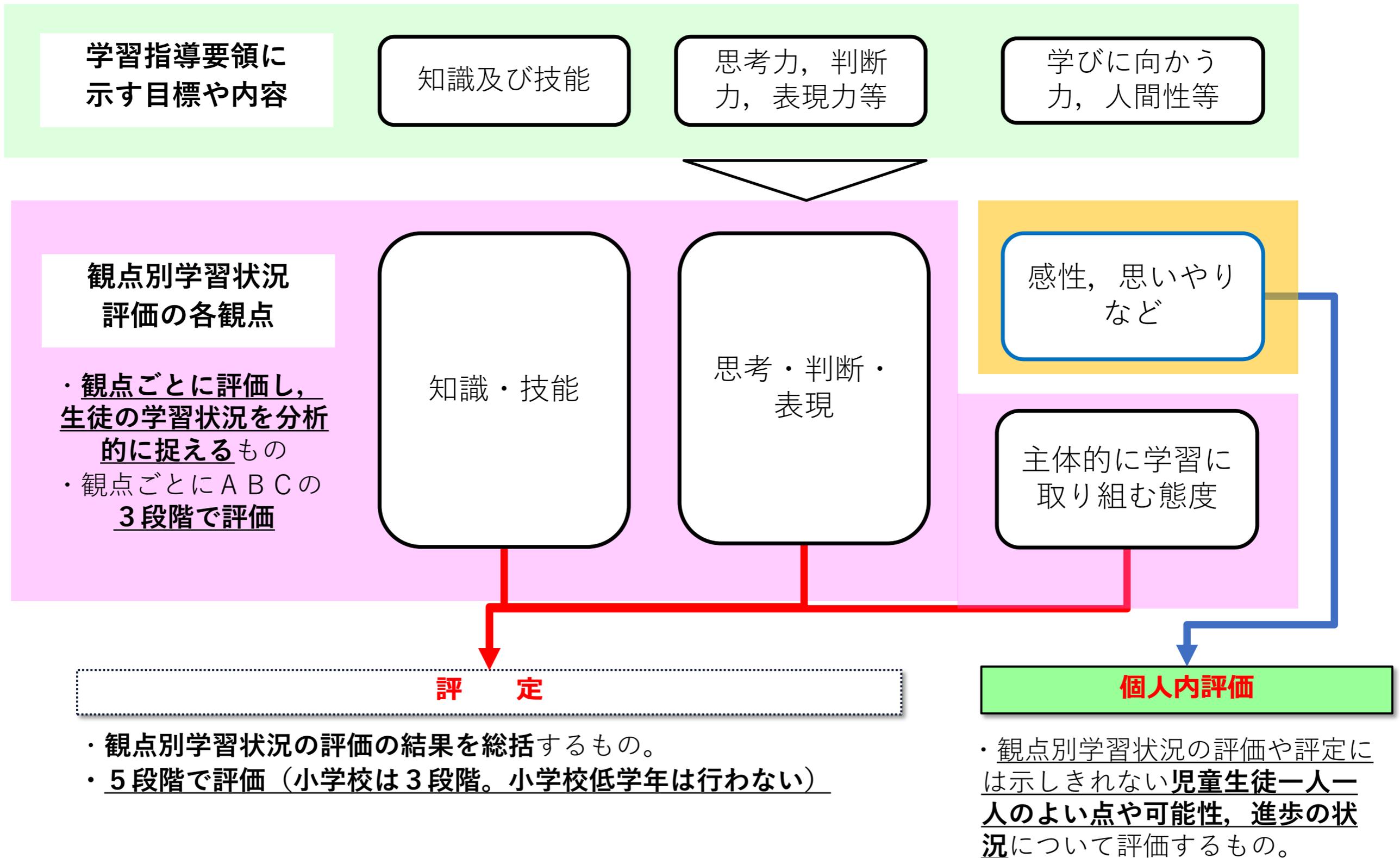
評定が観点別学習状況の評価を総括したものであることを示すため、指導要録の参考様式を改善。

(例) 小学校国語

観点\学年		1	2	3	4	5	6
国	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
語	評定						

※従前の参考様式においては、観点別学習状況の評価を記入する欄と評定を記入する欄は離れた場所にあった。

【まとめ】各教科における評価の基本構造



教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力についての評価は、各教科等における観点別学習状況の評価に反映する。

言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力など

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等の学習の文脈の中で育成した上で、横断的に発揮されるようにすることが重要。



- ①各教科等の指導と評価の一体化を図る中で資質・能力を育成した上で、
- ②それらの資質・能力が教科等横断的に関連付け発揮されるようにすることが重要。

※したがって、例えば、各教科等の評価規準とは別に、教科等横断的な資質・能力に関わる評価規準を設定し評価することは必ずしも必要ではない。



障害のある児童生徒に係る学習評価



障害のある児童生徒の学習評価の考え方

- 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様である。
- 障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

【参考となるもの・活用できるもの】

- ◆ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障害のある児童生徒への配慮事項
- ◆ 特別支援学校学習指導要領
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能（特別支援学校による助言や援助）等

障害のある児童生徒に係る学習評価

特別支援学校（知的障害）各教科の評価

特別支援学校の新学習指導要領においても，小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理

各教科の学習評価においては観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述とする。



個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒
個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒
個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項（授業時数，指導期間，指導の内容や結果等）が記載されている場合



個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能。



中学校学習指導要領

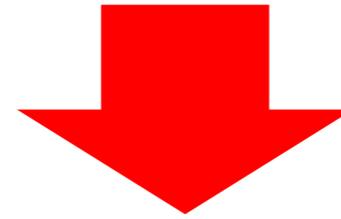
技術・家庭科〔技術〕分野の改訂の
ポイント



技術分野の改訂の概要：基本方針

< 基本方針 >

①技術の発達を主体的に支え、②技術革新を牽引することができるよう、技術を評価し、適切に選択、管理・運用したり、新たな発想に基づいて改良、応用したりすることによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力をより一層重視する。



< 分野目標 >

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

技術分野の改訂のポイント① 目標：資質・能力

< 分野目標：目指す資質・能力の明確化 >

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

【柱書：育成を目指す資質・能力】

(1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める

【知識及び技能】

(2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。

【思考力、判断力、表現力等】

(3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

【学びに向かう力、人間性等】

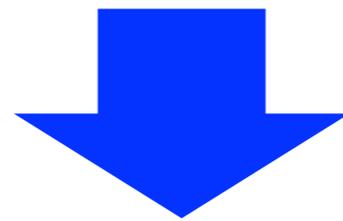
技術分野の改訂のポイント① 目標：見方・考え方

< 各教科等の見方・考え方 >

「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という その教科等ならではの物事をとらえる視点や考え方。

= 教科等を学ぶ本質的な意義の中核となるもの

= 学校教育における 教科等の教育と社会をつなぐもの



< 技術の見方・考え方 >

技術の開発・利用の場面で用いられる「生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して 技術を最適化すること」などの技術ならではの見方・考え方を働かせ学習することを示している。技術は単なる自然科学の応用ではなく、複数の側面から要求・条件を吟味し開発・利用が決定されるものである。

技術分野の改訂のポイント② 内容構成

(技術・家庭科)

指導項目のまとめりごとに、育成すべき資質・能力を3つの柱に沿って示すことが基本であるが、特に「学びに向かう力、人間性等」については、指導項目のまとめりごとの内容で示すのではなく、教科の目標及び各分野目標においてまとめて示す。

(ア) 内容の改善

各内容を「生活や社会を支える技術」、「技術による問題の解決」、「社会の発展と技術」の三つの要素で構成

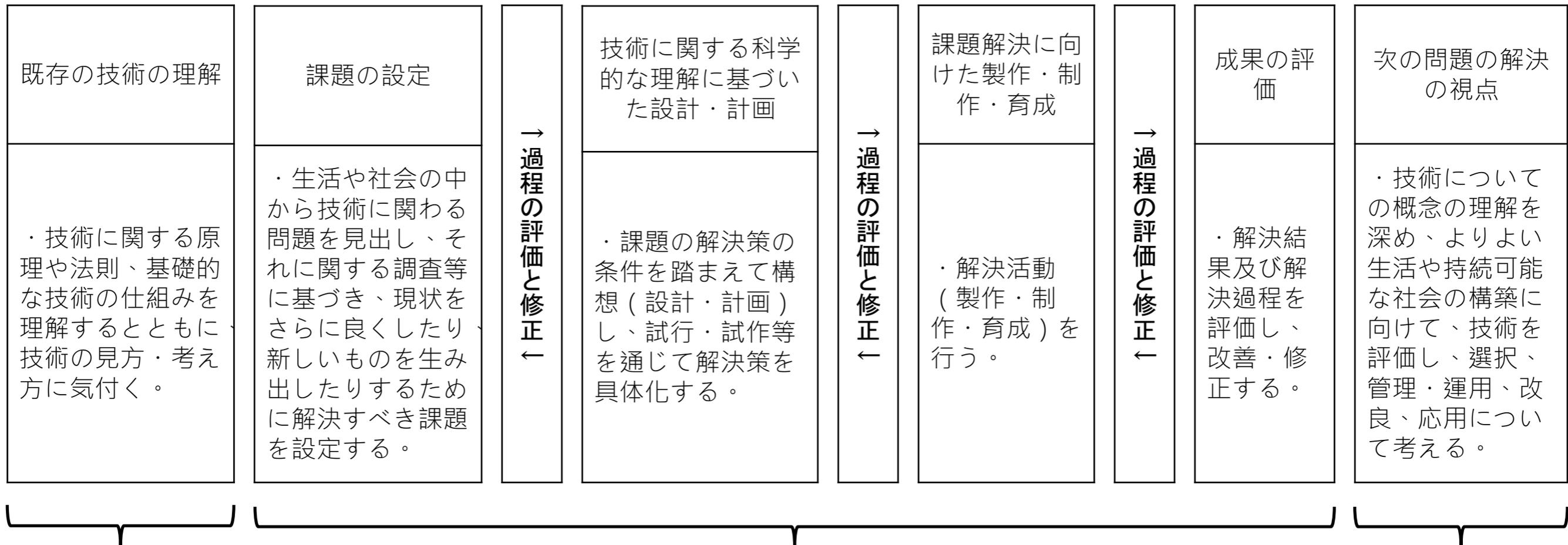
- (1) 「生活や社会を支える技術」
- (2) 「技術による問題の解決」
- (3) 「社会の発展と技術」

技術分野の改訂のポイント② 内容構成

< 内容の構成：学習過程との関係の明確化 >

○ 学習過程の例示：

技術分野で育成することを旨とする資質・能力は、単に何かをつくるという活動だけでは育成できない。例えば、下図のような学習過程を経ることで効果的に育成できると考えられる。



生活や社会を支える技術

技術による問題の解決

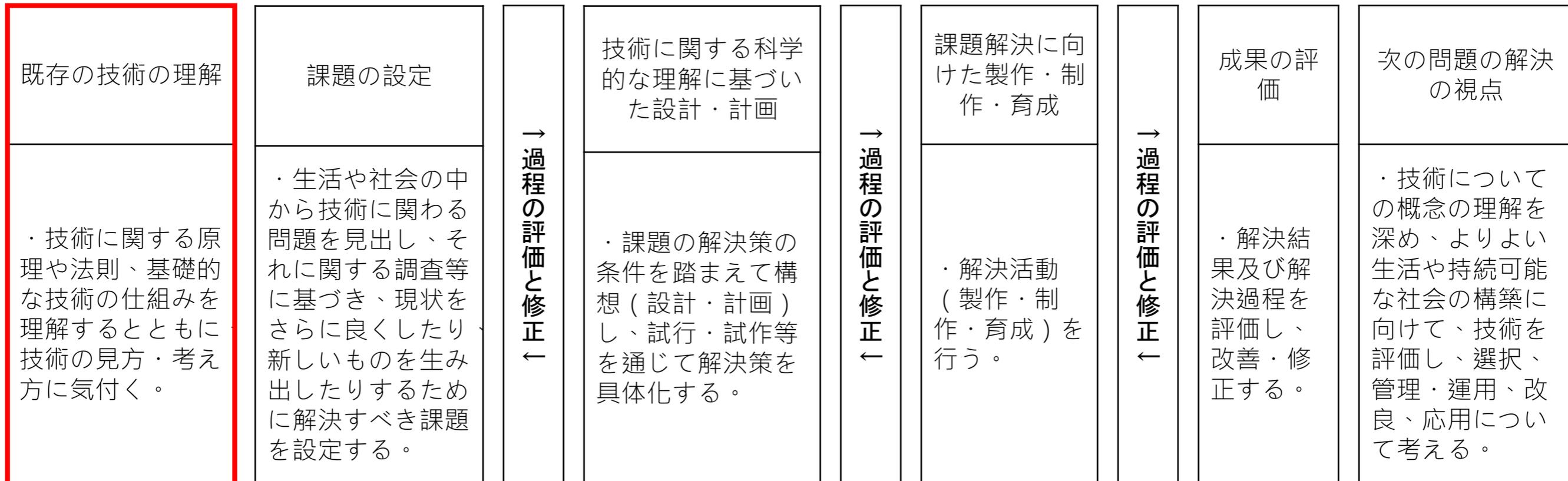
社会の発展と技術

技術分野の改訂のポイント② 内容構成

< 内容の構成：学習過程との関係の明確化 >

○ 学習過程と内容の関係：【生活や社会を支える技術】
内容A～Dの（1）

生活や社会を支えている技術について調べる活動などを通して、技術に関する科学的な原理・法則と、技術の基礎的な仕組みを理解させるとともに、これらを踏まえて、技術が生活や社会における問題を解決するために、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などの視点の長所・短所の折り合いを付けて生み出されてきているといった技術の見方・考え方に気付かせる。



技術分野の改訂のポイント② 内容構成

< 内容の構成：学習過程との関係の明確化 >

○ 学習過程と内容の関係：【技術による問題の解決】

内容A～Cの(2)、内容Dの(2)(3)

【生活や社会を支える技術】で気付いた技術の見方・考え方を働かせ、生活や社会における技術に関わる問題を解決することで、理解の深化や技能の習熟を図るとともに、技術によって課題を解決する力や自分なりの新しい考え方や捉え方によって解決策を構想しようとする態度などを育成する。

<p>既存の技術の理解</p>	<p>課題の設定</p>	<p>→ 過程の評価と修正 ←</p>	<p>技術に関する科学的な理解に基づいた設計・計画</p>	<p>→ 過程の評価と修正 ←</p>	<p>課題解決に向けた製作・制作・育成</p>	<p>→ 過程の評価と修正 ←</p>	<p>成果の評価</p>	<p>次の問題の解決の視点</p>
<p>・ 技術に関する原理や法則、基礎的な技術の仕組みを理解するとともに技術の見方・考え方に気付く。</p>	<p>・ 生活や社会の中から技術に関わる問題を見出し、それに関する調査等に基づき、現状をさらに良くしたり新しいものを生み出したりするために解決すべき課題を設定する。</p>		<p>・ 課題の解決策の条件を踏まえて構想(設計・計画)し、試行・試作等を通じて解決策を具体化する。</p>		<p>・ 解決活動(製作・制作・育成)を行う。</p>		<p>・ 解決結果及び解決過程を評価し、改善・修正する。</p>	

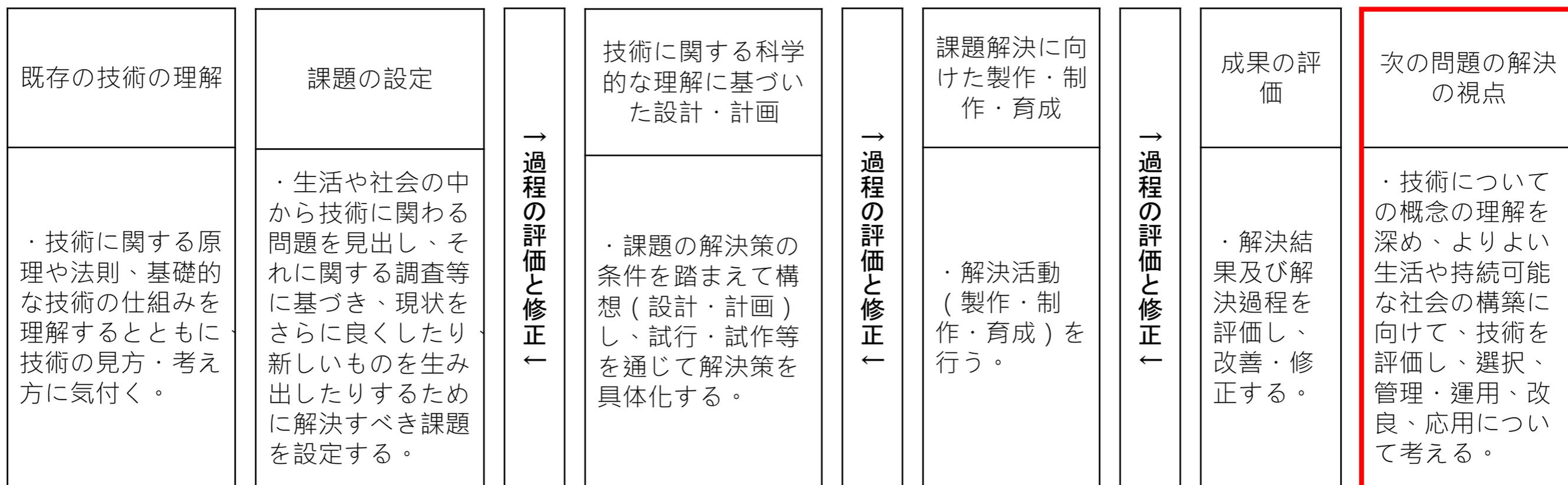
技術分野の改訂のポイント② 内容構成

< 内容の構成：学習過程との関係の明確化 >

○ 学習過程と内容の関係：【社会の発展と技術】

内容A～Cの（3）、内容Dの（4）

【生活や社会を支える技術】における技術の見方・考え方の気付きや、
 【技術による問題の解決】における技術による問題の解決の学習を踏まえ、
社会の発展のための技術の在り方や将来展望を考える活動などを通して、技術についての概念の理解を深めるとともに、よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、技術を評価し、適切に選択、管理・運用したり、新たな発想に基づいて改良、応用したりする力と、社会の発展に向けて技術を工夫し創造しようとする態度を育成する。



技術分野の改訂のポイント③ 項目・指導事項

< 項目・指導事項：目指す資質・能力の明確化 >

内容A 材料と加工の技術

(1) 生活や社会を支える材料と加工の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 材料や加工の特性等の原理・法則と、材料の製造・加工方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。 【知識及び技能】

イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。

【思考力、判断力、表現力等】

※ 【学びに向かう力、人間性等】については、学習指導要領解説の例示を参考に、分野目標(3)に示された態度等を、それぞれの項目でどのように涵養するかについて、各学校で検討する。

解説の例示：進んで材料と加工の技術と関わり、主体的に理解し、技能を身に付けようとする態度の育成を図ることが考えられる。

技術分野の改訂事項① 内容「A 材料と加工の技術」

< 学習指導要領及び解説等における確認すべき事項 >

- 製作に必要な図については、主として等角図及び第三角法による図法を扱うことを規定
- 皮膚を露出しない作業着などを着用させたり、作業内容に応じて防護眼鏡、防塵マスク、手袋などの適切な保護具を付けさせたりする。また、必要に応じて機器に集塵機を取り付けるなど、衛星にも配慮することを規定
- 課題の解決策を具体化する際に、3DCADや3Dプリンタを活用して試作させることも考えられることを例示

技術分野の改訂事項② 内容「B 生物育成の技術」

< 学習指導要領及び解説等における確認すべき事項 >

- (1) では、基礎的な生物育成の技術として、作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱うことを規定
- (2) における、課題の解決策の構想は、「育成環境の調節方法」を構想することであることを規定
- 地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、薬品を使用する場合には、使用上の基準及び注意事項を遵守させることを規定

技術分野の改訂事項③ 内容「C エネルギー変換の技術」

< 学習指導要領及び解説等における確認すべき事項 >

- 実際に使用する電気機器や機械製品の保守点検は、製造者の認める範囲で行わせることとし、安全に十分配慮させることを明記
- 製作品の製作及び使用に当たっては、火傷や感電事故、火災などの防止に十分に注意させるとともに、製作品を使用する際に定期的な点検を行わせるよう配慮することが必要であることを明記
- LED、太陽光発電パネル、トランジスタ等の半導体素子、コンデンサ等の部品、昇圧回路や各種センサ等のモジュールを用いることを例示。動作原理についての深入りは避けることを明記

技術分野の改訂事項④ 内容「D 情報の技術」

< 学習指導要領及び解説等における確認すべき事項 >

- 情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み、社会におけるサイバーセキュリティの重要性について扱うことを規定
- 情報の技術は使い方次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや、コンピュータウイルスやハッキング等、情報の技術の悪用が社会に多大な経済的・精神的な損害を与えていることについても扱うことを明記
- いわゆる「風評被害」など、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題を取り上げ、情報通信ネットワークに情報を発信する前にその真意を確認し、曖昧な情報はむやみに拡散することのないようにするといった発信者として担うべき責任についても指導することを明記

技術分野の改訂事項④ 内容「D 情報の技術」

< 学習指導要領及び解説等における確認すべき事項 >

- 従前は、ソフトウェアを用いて学ぶことの多かった「デジタル作品の設計と製作」の項目を、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」に変更
制作するプログラムに関して、「ネットワークの利用」及び「双方向性」の規定を追加
- 計測・制御のプログラミングにより問題を解決する際に、プログラムだけでなく、「計測・制御システム」も構想することを規定